

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 中電工			コード	1941
提出日	2021/5/31	異動（予定）日	2021/6/24		
独立役員届出書の提出理由	第105回定時株主総会に、社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	稲本 信秀	社外取締役	○										△					有
2	餘利野 直人	社外取締役	○													○	新任	有
3	江國 成基	社外取締役	○										○				新任	有
4	村田 治子	社外取締役	○													○	新任	有
5	竹内 万博	社外監査役	○										△					有
6	飯岡 久美	社外監査役	○													○		有
7	重藤 隆文	社外監査役																

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	・稲本信秀氏は、2019年6月までマツダ㈱の業務執行者でした。 ・当社とマツダ㈱との間に設備工事等の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、連結売上高の1%未満と少額であります。	・稲本信秀氏には、マツダ㈱での企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただいております。 ・同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。
2		・餘利野直人氏には、大学院教授等の長年の経験と電力システム工学分野の専門的見地に基づく高い見識を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただくことを期待しております。 ・同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。
3	・江國成基氏は、㈱天満屋の業務執行者であります。 ・当社と㈱天満屋との間に設備工事等の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、連結売上高の1%未満と少額であります。また、当社と㈱天満屋との間に物品購入の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、売上原価および販売費及び一般管理費の0.1%未満と少額であります。	・江國成基氏には、㈱天満屋での企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただくことを期待しております。 ・同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。
4		・村田治子氏には、公認会計士・税理士としての豊富な経験と会計・税務に関する専門的見地に基づく高い見識を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただくことを期待しております。 ・同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。
5	・竹内万博氏は、ひろぎん証券㈱の監査役を兼職しております。 ・当社とひろぎん証券㈱との間に設備工事および債券購入等の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、連結売上高の1%未満と少額であります。 ・同氏は、2015年6月まで㈱広島銀行の業務執行者でした。 ・当社と㈱広島銀行との間に設備工事等の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、連結売上高の1%未満と少額であります。また、当社と同行との間に預金および借入の取引関係がありますが、直前事業年度末時点における当社の同行からの借入額は連結総資産の1%未満であります。	・竹内万博氏には、企業経営者としての豊富な経験と金融に関する専門的見地に基づく高い見識を活かし、監査役会・取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、取締役の職務の執行を監査する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただいております。 ・同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。
6		・飯岡久美氏には、弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門的見地に基づく高い見識を活かし、監査役会・取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、取締役の職務の執行を監査する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただいております。 ・同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。
7		・重藤隆文氏には、企業経営者としての豊富な経験と電力業界要職としての専門的見地に基づく高い見識を活かし、監査役会・取締役会において客観的な視点でご発言いただき、取締役の職務の執行を監査する役割を適切に果たしていただいております。 ・同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。

4. 補足説明

【独立性判断基準】 当社は、会社法に定める社外取締役または社外監査役の要件、および東京証券取引所の上場規程に基づく独立性基準を満たすことを、当社の独立性判断基準としております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。